医政医発 0115 第2号 平成 28 年1月 15 日

一般社団法人 日本病院会会長 殿



専門研修プログラムの認定に向けた各都道府県の役割について

厚生労働行政の推進につきまして、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり通知を発出しましたので御了知いただくとともに、 会員等各位に広く周知されることについて格段の御配意を賜りますようお願い申し上 げます。



医政医発 0115 第1号 平成 28 年1月 15 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局医事課長 (公印省略)

専門研修プログラムの認定に向けた各都道府県の役割について

平成 29 年度からの養成開始が予定されている、新たな専門医の仕組みの下での専門研修については、平成 25 年4月に本省において取りまとめた「専門医の在り方に関する検討会報告書」において、「新たな専門医の仕組みの構築にあたっては、少なくとも、現在以上に医師が偏在することのないよう、地域医療に十分配慮すべきである」とされている。

また、昨年9月から12月にかけては、新たな専門医の仕組みに関する地域説明会を順次開催し、地域医療に配慮した研修体制を形成するための、地域の関係者が協議する場の構築をお願いしてきたところ。

さらに、昨年11月には、一般社団法人日本専門医機構(以下「専門医機構」という。) から「専門研修プログラム作成における注意点について」(別添)が公表され、新たな 専門医の仕組みにより、地域医療体制が現状より悪化することがないように最善を尽く すとされている。

これらを踏まえ、各都道府県におかれては、専門医機構による専門研修プログラム(以下「プログラム」という。)の認定に向け、医師が偏在することなく専門医の質を高める体制が構築されるよう、「専門医の在り方に関する検討会報告書」(平成25年4月厚生労働省)、「専門研修プログラム作成における注意点について」(平成27年11月専門医機構)等を踏まえて、下記のとおり関係者と協力した取組をお願いする。

なお、プログラム認定後も専攻医の採用が決定するまでの間、地域における調整が必要になると考えられることから、各都道府県におかれても調整への協力につき、ご承知おきいただきたい。

記

1. 地域の関係者による協議の場の設置

・ 地域医療対策協議会等の場を活用し、専門研修を行う基幹施設及び連携施設(以下「研修施設」という。)、大学、医師会、病院団体、都道府県等の関係者が、専門 研修について協議する場を設けること。



2. プログラムの把握及び調整

- ・ 本年1月から3月までを目途に行われる基幹施設から専門医機構へのプログラム 申請にあたり、管内の研修施設におけるプログラムの内容を把握すること。
- ・ プログラムは、地域医療体制を現状より悪化させないように認定等が行われる。 各都道府県においては、把握したプログラムの内容を踏まえ、本年5月末の専門医機構によるプログラム認定までの間に、各都道府県内でプログラムの配置に明らかな偏在がないよう、また、研修施設の基準を満たし専門研修を実施する必要のある医療機関が研修施設から外れることのないよう、上記1の場等を活用して地域の関係者による協議、調整*を図ること。
 - ※ 調整の結果、申請したプログラムの修正が必要になった場合、基幹施設からプログラムの変更申請ができる予定

3. プログラム作成時における医療機関からの相談

・ 研修施設は、プログラム作成時における外部施設等との関係について、専門医機構に対する申立てができることとされている。各都道府県においては、医療機関から、プログラム作成時の外部施設等との関係について相談を受けたときは、必要に応じ、上記1の場等を活用して協議、調整を図るほか、本省及び専門医機構と連携して対応すること。

以上

プログラム開始に向けた専門医機構のスケジュール

平成 27 年

11月25日

「専門研修プログラム作成における注意点について」公表

12月1日

プログラムの申請受付開始 (一部領域)

平成 28 年

1月~3月

プログラムの申請期限 (締切は領域により異なる)

5月末まで

申請されたプログラムの審査、認定

- ・ 各領域研修委員会よる一次審査
- ・ 専門研修プログラム研修施設評価・認定部門による二次審査

6月

認定したプログラムの公表

専攻医の募集開始

9月頃

診療領域ごとに専攻医の採用試験を実施(第1回)

年度内

さらに2度(第2回、第3回)の選考により、平成29年度から

養成する専攻医を決定

新たな専門医の仕組みに関する地域説明会開催結果

- 1. 新たな専門医の仕組みに関する地域説明会(九州ブロック対象) 平成27年9月20日(日) 14時00分~16時30分 佐賀大学臨床講堂(約190名参加)
- 2. 新たな専門医の仕組みに関する地域説明会(滋賀県、京都府、奈良県対象) 平成27年9月23日(水・祝日) 14時30分~17時00分 キャンパスプラザ京都第2会議室(約180名参加)
- 3. 新たな専門医の仕組みに関する地域説明会(東海北陸ブロック対象) 平成27年9月26日(土) 14時00分~16時30分 三重県庁講堂(約210名参加)
- 4. 北海道 第2回新専門医制度説明会 平成27年10月17日(土) 13時00分~17時00分 札幌第一合同庁舎講堂(約170名参加)
- 5. 新たな専門医の仕組みに関する地域説明会(東北ブロック対象) 平成27年10月25日(日) 14時00分~16時30分 東北大学医学部星陵オーディトリアム(約200名参加)
- 6. 新たな専門医の仕組みに関する地域説明会 (福井県、大阪府、兵庫県、和歌山県対象) 平成27年11月22日(日) 13時00分~15時30分 大阪府咲洲庁舎 咲洲ホール(約250名参加)
- 7. 新たな専門医の仕組みに関する地域説明会(中国四国ブロック対象) 平成27年11月23日(月・祝日) 14時00~16時30分 広島市南区民文化センター ホール(約360名参加)
- 8. 新たな専門医の仕組みに関する地域説明会(関東信越ブロック対象) 平成27年12月10日(木) 15時00~17時30分 日本教育会館 第一会議室(約300名参加)

※ 平成27年11月25日 日本専門医機構HPにて公表

一般社団法人 日本専門医機構 理事長 池田康夫 専門研修プログラム研修施設評価・認定部門 委員長 四宮謙一

専門研修プログラム作成における注意点について

日本専門医機構では各地で専門研修プログラム作成に関する説明会を継続中で、2015 年 11 月末には終了する予定です。初年度でもあり、情報不足による混乱を避けるために、2015 年 11 月中は領域専門研修プログラム整備基準、領域モデルプログラム、領域プログラム申請書について、日本専門医機構および領域学会のホームページや地域・領域での説明会などでの周知期間、専門研修プログラムの申請準備期間とさせていただきます。領域専門研修プログラム整備基準、領域モデルプログラム、領域プログラム申請書が全て整った専門領域においては、2015 年 12 月 1 日から各学会気付「専門研修プログラム研修施設評価・認定部門領域研修委員会宛」での申請書受け付けを予定しております。

この重要な時期にあたり、研修プログラム作成を計画中の大学病院・中核病院等の各施設におかれましては、以下の点につき格別の配慮の上で研修プログラムを作成されることをお願いいたします。

新専門医制度は国民から信頼され、知識・技能・態度を備えた専門医を育成するために 設計されましたが、この新制度発足により地域医療提供体制の悪化をもたらすことのない よう、日本専門医機構は最善を尽くしたいと考えております。

I. 研修内容の担保

基幹施設を希望する施設の専門研修プログラム統括責任者は各領域の専門研修プログラム整備基準に基づいた研修プログラムを作成し、十分な診療実績、指導者などの基準を満たしていることを確認した上で日本専門医機構に申請をしてください。無理な申請は、開始早々に修正を行わざるを得なくなる、あるいは研修プログラム廃止の原因にもなり、専攻医およびその地域に深刻な影響を及ぼす危険性がありますので、特にご注意ください。

II. 地域医療提供体制

新専門医制度発足にあたり、日本専門医機構は地域医療体制が現状より悪化することがないように最善を尽くしたいと考えています。そのために以下のような対策を行う予定です。

1) 各領域において、採用専攻医数激変を避ける

専門領域における専攻医数、また地域における専攻医数は過去 3 年間の平均から激変することを避けたいと考えています。特に大都市圏における専攻医数は、現状では全国人口分布平均比率より多く、現状以上の増員は認めがたいという認識を日本専門医機構は持っています。また激変を防ぐという意味から、日本専門医機構で初年度のみならず、毎年是正に向けて領域研修委員会に対して改善を求めていくことになります。

- ① 研修プログラムの申請が終わった段階で全国の研修プログラム配置とその専攻医募集 数につき、大きな偏在が無いことを専門研修プログラム研修施設評価・認定部門と領 域研修委員会とで検証を行います。明らかな偏在があるときには可能な限りにおいて 是正を図ります。特に二次医療圏において十分な診療資源があるにもかかわらず研修 プログラムの申請が無い場合については、再配置につき協議をします。
- ② 2016 年度に応募者数が判明した段階で、医療・人的資源が有効に活用されるように、また公平な研修を受けられるように、領域研修委員会と専門研修プログラム研修施設評価・認定部門で協議し、是正を図ります。
- ③ 専攻医採用期間中において、日本専門医機構が認定した研修プログラムでは、可能な限り、専攻医が欠員【0】になる研修プログラムが出ないように領域研修委員会と協議を行います。
- 2) 地域全体で専攻医を育成する
- ① 研修プログラム形成にあたっては、地域における協議が必要であると考えています。 研修プログラム申請開始前には、基幹施設の基準を満たす施設、周辺の連携施設基準 を満たす施設、また都道府県行政、医師会、大学、病院会等々が集まり、協議を行う 必要があると考えています。また、その地域において、研修を行う基準を満たしてい る病院が取り残されることのないように、地域全体で協力することをお願いします。
- ② 県単位において可能な限り特徴ある複数の研修プログラムの形成が必要と考えられます。現在の臨床研修医の動向および意向調査から、専攻医は自らの研修にとって魅力あるプログラムを希望すると考えられ、専門研修プログラム研修施設評価・認定部門は1県に一つの研修プログラムしか無ければ他県や都会に専攻医が移動することも予測されます。特に500人前後以上の専攻医が応募すると考えられる領域においては、複数のプログラム作成につき協議をする予定にしています。

- Ⅲ. 基本領域とサブスペシャルティ領域における研修の連携について
- ① 基本領域の研修プログラム期間は各領域プログラム整備基準に記載されている 3~5 年 の期間とします。
- ② 基本領域専門研修からサブスペシャルティ専門研修に続く研修の連続性は必須で、基本領域研修が確実に達成できる見込みであることを条件に、専攻医は基本研修期間内においても希望サブスペシャルティ領域を重点的に研修することを可能とします(例として、内科領域では3年の基本内科研修期間内で、1年以内のサブスペシャルティ領域の重点研修が可能となっています)。

研修プログラム内に一つのコースを設け(例として、「サブ領域展開コース」。ただし 領域名を冠しない。)、専門研修プログラム統括責任者が専攻医の基本領域研修と希望 するサブスペシャルティ領域研修の調整を行って、専攻医ごとの研修プログラムを作 成するものとします。

③ サブスペシャルティ専門研修プログラムへの新規登録は、基本領域研修プログラム修 了後に行うこととします。

IV. 今後のスケジュールについて

1) 申請開始について

領域専門研修プログラム整備基準、領域モデルプログラム、領域プログラム申請書が全て整った領域においては、2015年12月1日より申請書の受け付けを予定しています。日本専門医機構および各領域学会のホームページにおいて、領域研修委員会からの受付開始の案内が行われます。(総合診療専門医については別にお知らせ致します)

2) 研修プログラム申請

各領域の研修プログラム整備基準、モデルプログラムを参考として研修プログラムを形成し、日本専門医機構領域研修委員会に<u>専門研修プログラム統括責任者から直接申請</u>を行ってください。研修可能な経験症例数や手術数など、専攻医にとって応募の動機となる参考資料について十分に説明を記した研修プログラム冊子を作成するようにしてください。 <u>提出は領域学会気付、日本専門医機構領域研修委員会宛</u>としてください。現状では 2015 年12 月 1 日申請開始とする予定です。

3) 研修プログラムの評価・認定

日本専門医機構内の領域研修委員会が研修プログラムの評価を行い(一次審査)、専門研修プログラム研修施設評価・認定部門が承認(二次審査)、日本専門医機構が認定をいたします。2016年5月末までには全ての研修プログラムの認定を行う予定です。

4) 専攻医募集

専攻医募集公布は2016年6月に開始する予定です。日本専門医機構および領域学会ホームページにおいて公募研修プログラム名が掲示されます。またそれぞれの研修プログラムを運営する基幹施設ホームページに詳しい研修プログラム冊子が掲載されます。

5) 専攻医採用試験

2016年9月頃から、領域ごとに第1回の採用試験が一定の期間内で行われます。その期間中では、専攻医は1つの研修プログラムだけを受験することができます。また採用試験期間中の複数領域への応募は認めません。採用に至らなかった専攻医に対して同様に第2回の専攻医採用試験が行われ、その後も2016年度末までに続けて採用試験が行われます。

6) 研修プログラムの年次報告およびプログラム修正

2017 年度に発足した研修プログラムは、年度末までに年次報告を領域研修委員会に提出し、適切な運営を行っていることにつき承認を受ける。領域研修委員会は申請と異なる運営を行っている研修プログラムに対して改善を求めます。

また次年度の研修プログラムが申請内容と大きく異なるような変化が生じることが明らかとなった場合には、募集専攻医数などの公募内容が変更となりますので、前年度の6月1日までに日本専門医機構の認定が必要となります。このために可能な限り早期に研修プログラムの変更を研修委員会に届けるようにお願いします。

7) 新規研修プログラム申請

連携施設として研修プログラムに参加している施設が基幹病院の基準を満たした時には、新たに施設群を形成して研修プログラムを申請することができます。前年度の6月1日までに日本専門医機構の認定が必要となるので、基準達成が判明しだい領域研修委員会に届出をしてください。

8)研修プログラムに対するサイトビジット

2017年に開始した全研修プログラムに対して、更新までの期間内に(遅くとも 2018年から)サイトビジットを行います。日本専門医機構はサイトビジット組織、サーベーヤーの教育などの準備を行っているため、今後準備が整った段階でその方式などを公表いたします。サイトビジットの時期は対象研修プログラムに対して逐次通知いたします。

V. 不服申し立てについて

1) 研修プログラム形成に対する妨害

研修プログラム形成時において、外部の施設あるいは外部の研修プログラムから何らかの圧力がある場合には、専門研修プログラム研修施設評価・認定部門に妨害内容につき審査を請求することができます。専門研修プログラム研修施設評価・認定部門では医師以外の委員を含む審査委員会を開き、不当な圧力と認めた場合には是正を求めます。改善されないときには、圧力をかけた研修プログラムを認可しない、あるいは基幹施設として認めないことがあることをご承知おきの程お願いいたします。

2) 研修プログラム承認に対する不服申し立て

専門研修プログラム整備基準に基づいた研修プログラムを申請したにもかかわらず、承認されなかった場合には、専門研修プログラム研修施設評価・認定部門に不服を申し立てることができます。審査の結果、承認すべきと判断した研修プログラムに対しては日本専門医機構が認定を行います。